

#### 第四節 農場の經營

本道においては、明治二〇年代後半から三〇年代（一八九一～一九〇一）にかけ、農場は小作化し、地主は土地の所有権を持つているだけの寄生地主化が進行し、その下で小農的生産が普通となつた。明治四二年（一九〇九）、五町歩以上の経営体は、総農家戸数の二六・二%で、当時は五町歩農家は、貧農と中農の限界であり、これにより当時、零細農家層がいかに多くを占めていたか推測できる。

一方、当時の大農場における小作制度は、内地府県と差異のない普通小作と、別に開墾小作の二方法に分かれ、開墾小作は、資本家が国有未開地の貸下げを受け、農場を經營する場合、小作に対して旅費を支給し、食料を貸与し、また、小屋掛料、農具、種子料、開墾料などを支給した。小屋掛料に代わり、農場主が小屋を建てて与える場合もあり、それを貸付した場合もある。同時に鍼下年期すなわち小作人に開墾後三年間、小作料免除の方法を採用した。

**内藤農場** 幾寅市街の十字街、基線零号から西南方向へ走行し、鐵道踏切りを越え旧市街を通過すると、現在も内藤農場と呼称が残る農地が展開する。



内藤農場区画図（明治34年）

この農場は明治三四年（一九〇一）一一月一一日、熊本県肥後国飽託郡力合村大字合吉の内藤正義が、農場目的で貸付許可を受けた国有未開地で、地積は一〇三万五七〇六坪（三四五町二反三畝歩）の大地積であり、成功期間は明治三五～四四年（一九〇二～一九一〇）の一〇カ年であった。同四五年（一九一二）一月二六日、出願全地の成功無償付与の許可を得て、名実ともに内藤農場の確立をみた。起業方法によれば、着手から三年目（明治三七年）には移住小作二戸、居小屋二〇棟一二〇坪、事務所一棟二〇坪が成功済となり、小作の移住は四年目から六年目にかけ四九戸となつていて。

し、鉄道跡を走るトロイントン、マサチューセッツが残る農地が展開する。

り、小作の移住は四年目から六年目にかけ四アーチ

なお、この土地には目通り一尺～二尺五寸の段二六〇〇本、目通り一尺以下の雑木一二七〇本などが繁茂していた（『国有未開地処分法貸付台帳』道立文書館）。

農場開拓はまず立木処分から行われた。最初の農場管理人は日下好治であった。明治期の管理人としては佐藤金四郎、西村五右エ門、国武浅太郎、福田某、萩原某、柴田某が挙げられる。その後、佐藤健四郎、日下好治、鋤柄初造と続き、鋤柄は最も長期にわたって勤めた。戦前は平田房平、戦後の農地解放まで小野寺健治が勤めた。

明治三五年（一九〇二）ごろは、農作物が無収穫で、入植者は造材人夫や土工となつて転々と移住した経緯があり、燕麦、稻黍、馬鈴薯が自給できるまで、相当の期間を要したのである。小又一蔵、松原蒔エ門、島川長太郎、太田勘六ら独身者の入植も多かつた。

大正一五年（一九二六）一月一〇日、「内藤農場小作者同盟シテ知識ヲ発展シ風俗ヲ醇化シ忠実業ニ服シ勤儉産ヲ治メ分度ヲ治メ（略）」（内藤農場親和会規則第一条）として、内藤農場親和会が設立された。同農場の鈴木良助の草稿になる設立趣意書は、次のとおりである。

吾等故国ニ在ルヤ不徳ニシテ家産豊カナラズ生計費ニ乏シク仰デ以テ父母ヲ安ズルニ足ラズ附シテ妻子ヲ育スルニ足ラズ前途安危存亡得テ期シベカラズ慘雲常ニ覆ヒ苦雨屢々降リ進マントシテ進ム能ハズ退カント欲シテ退ク能ハ

サルノ時ニ方リ熊本県元代議士内藤正義氏北海道ニ於テ殖民地ヲ設ケラレ薄資ノ窮民ヲ移シテ将来自治独立ノ民タラシメントノ盛舉ニ際会セリ然ラバ此ノ教訓ヲシテ永遠ニ伝ヘ各自ラシテ共ニ發達セシメント欲セバ宜ク一致協力シテ相努メ相行フニアラザレバ能ハズ、吾人焉ゾ奮闘興起セサルヲ得ンヤ、今回地主十三年振リノ御来車ヲ機トシ報徳ノ旨趣ニ進ジ内藤農場親和会ヲ起シ規約ヲ定メ一ハ以テ吾人ノ幸福ヲ進メ一ハ以テ農場ノ恩顧ニ答フル所アラントス

大正十五年十一月十日

また、「内藤農場親和会規則」によれば、本会の役員は、会長一名、副会長一名、幹事二名、世話係三名で、投票で選出され無報酬であった。一戸につき毎年三円を拠出し、報徳基金を造成した。また、毎月の集会日には、随意に金銭を持参して喜捨函に入し、奨励金としたのである。

なお、報徳金の使途については、次のように定めている。

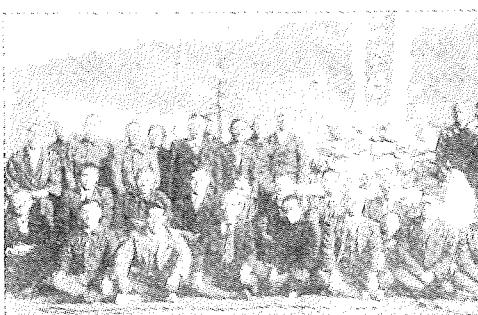
#### 第八条 報徳金ハ左ノ二途ニ使用スベシ

- 一、一時貸付 会員日用ノ経済ヲ補助円滑ナラシム（略）
- 二、年賦貸附荒蕪地開墾借金返済等ノ場合ハ一年以上五年以内ニ回収スルモノトス

以上皆無利子、一時貸ハ随意多少礼金ヲ附シ返還シ年賦貸ハ年賦終末翌年一ヶ年額ノ礼ヲ差出スベシ

親和会会长は日下好次郎で、副会長は鈴木良助であった。

小作料は大正二年（一九一三）か三年ごろから、一反一等地一円、二等地七〇錢、三等地五〇錢ぐらいであった。開き分けの方



内藤農場解放記念碑建立（昭和15年10月）

法はとらなかつた。生産資材や

生活必需品は農場が一括商人から購入し、小作人へ配給した。

この農場は昭和一五年三月三日、自作農創設によつて小作人へ解放された。（沿革について

は『村史』を参照されたい）解放の

尽力者は佐藤定之助、福岡由藏、高橋清信で、小作人代は日下好太郎であつた。

昭和一五年三月三一日、内藤神社境内に解放記念碑が建立された。創設者は次のとおりである。

伊井周造・高橋嘉七・深尾平兵衛・新谷徳一・高橋頼治・佐藤定之助・

堀 権吉・高橋征次郎・佐藤 好・鶴田嘉一・日下好次郎・坂本幸吉・小野寺賢治・松木兵太郎・坂井仙之助・太田忠五郎・福岡由藏・目黒福平・岡田 豊・深貝春次郎・目黒清志・加藤仁吉・福岡辰蔵・杉原 栄・

川村浅治・深貝次郎・吉田柳蔵・福岡雄二

記念碑の鏡石の天然石、台石共に田口清正（共栄集落）の寄贈によるものである（『村史』）。

**松井農場** 幾寅市街から東南方向へ国道（基線）を東一号まで進むところの農場で、東北は空知川、南西は旧者藤牧場、国有林に

隣接し、現在も松井農場の呼称が残る。

この国有未開地の貸付を受けたのは、新潟県蒲原郡松長村の松井倉蔵と同県西蒲原郡小吉村の小柳卯三郎の両名であり、地積は一九九町一反六畝五歩であった。成功期間は明治三五〇四年（一九〇二～一九〇八）の七カ年で、貸付許可は同三四年（一九〇二）一〇月四日であり、全地の無償付与が許可されたのは、同四四年（一九一二）二月四日であった。着手時の起業方法によれば小作人

（一九〇二～一九〇八）の七カ年で、貸付許可は同三四年（一九〇二）一〇月四日であり、全地の無償付与が許可されたのは、同四四年（一九一二）二月四日であった。着手時の起業方法によれば小作人

四〇戸の移住、居小屋四〇棟（一棟当たり七坪）、事務所一棟二八坪、道路二三〇〇間（幅員四間）、その他排水路などの施設が挙げられている（「国有未開地処分法貸付台帳」）。また、地内には榎五〇〇本、蝦夷松一〇〇〇本、榆一五〇〇本（以上、目通二尺五寸～三尺回り）が繁茂していた。この地内からは鉄道枕木の産出のため木材が行われた。しかしこの農場は商取引のあつた定塚孫右衛門に所有権が移り、第二次世界大戦中に自作農創設が進み、農場は大部分が処理され、戦後の農地改革適用地は僅かに六町歩であった。

**山畔農場** 国道（基線）を落合方面に走行し、空知川流域の東

六号線から九号線にかけての平坦地がこの農場であり、現在も山畔の呼称が残っている。

この農場は明治三五年（一九〇二）二月二〇日、栃木県那須郡黒羽町（当時北海道雨竜郡深川村千秋農業に寄留）の矢野保が、農場目